

法学部法律学科 教育課程編成・実施の方針

法学部法律学科は、法学（すなわち、法律学及び政治学の両分野）に関する教育研究を行う学部であり、建学の精神における四大綱の「ルールを守る」人物を育成するという目的を達成するために最も相応しい学部です。

法学部法律学科は、「教育研究上の目的（理念・目的）」に掲げたとおり、確固たる遵法精神を持ち（「ルールを守る」）、協調性及び社会性に富み（「チームワークをつくる」）、他者の存在及び意見を尊重し（「相手に敬意を持つ」）、最善かつ不断の努力を惜しまない（「ベストを尽くす」）人物の育成を教育研究上の目的としています。

I. 教育課程の編成の二本柱

法学部は、以上の教育研究上の目的を達成するため、「全学共通科目」と「学部固有科目」を大きな柱として、教育課程（＝カリキュラム）を編成しています。

1. 「全学共通科目」

「全学共通科目」は、教養的知識を提供することにより、法学部生が、幅広い深い教養と総合的な判断力を培うとともに、論理的思考能力とコミュニケーション能力を培うことを目的とする科目群です。

2. 「学部固有科目」

「学部固有科目」は、法学部が、法学（法律学及び政治学）に関する専門的知識を提供することにより、法学部生が、社会の変化や文化の発展に対応しつつ、既存又は新規の課題発見能力及び解決能力を身につけることができるようになることを目的とする科目群です。

II. 「学部固有科目」の構成と特色

1. コース区分・履修モデル

法学部の専門教育課程では、学生自身の興味や将来の目的・進路に応じて多彩な専門的科目を合理的かつ体系的に学ぶことができるように、また、特に、1年生が自ら4年間の学修計画を立て、主体的な学びを実践できるように、さらに、学生のキャリア形成に

資するように、以下の三つのコースを設置し、各コースに履修モデルを提示しています。学生は、2年次履修登録の際にコースを決定・登録し、3年次履修登録の際に、コースを変更することができます。

☆. 「法律コース」

★. 「国家公務員（総合職）・ロースクール進学モデル」

★. 「国家公務員（一般職・専門職）・地方公務員（上級）モデル」

★. 「警察官・消防士モデル」

☆. 「企業コース」

★. 「民間企業就職モデル」

☆. 「政治コース」

★. 「教員・公務員モデル」

★. 「NPO職員・議員秘書モデル」

2. 「学部固有科目」の構成

(1). 「必修科目」

1年次に配当されています。「法学・憲法の基礎」は、「専門科目」のうち「基幹科目」・「展開科目」を受講するための基礎を身につけるための初年次教育科目です。また、「キャリア形成の基礎」は、将来目標とする職業に就いて理想的な社会人生活を送るためのキャリア教育科目です。

(2). 「専門科目」

「専門科目」は、「基礎科目」、「基幹科目」、「展開科目」から構成されています。DPに掲げた学修成果との関連性は以下のとおりです。

①. 「基礎科目」

DPに掲げた6つの学修成果のうち、主に、「1. 法学に関する基礎知識を修得することにより、身近な事例を法学的視点から捉えることができる」ことを目的とする科目で、主に、1年次に配当されています。

②. 「基幹科目」

DPに掲げた6つの学修成果のうち、主に、「2. 法学に関する応用知識を体系的に修得することにより、発展的な問題領域において法学的発想をすることができる」こと及び「3. 法学的思考力を身につけることにより、様々な物事を論理的、批判的、客観的、かつ公平に自らの頭で考えることができる」ことを目的とする科目で、主に、2年次に配当されています。

③. 「展開科目」

DPに掲げた6つの学修成果のうち、「4. 法学的思考方法に基づいて、多様な事象の中から新たな課題を発見し、その解決方法を考えることができる」、「5. 法学的思考に基づいて形成した自らの意見を、思考の過程とともに他者に示し、説得するこ

とができる」及び「6. 法学特有のバランス感覚及び倫理観を基に、他者と協調しながら、法学に関する知識と技能を実社会において応用する素地を形成することができる」ことを目的とした科目で、主に、3年次・4年次に配当されています。

(3). 「関連科目」

「経済」・「経営」は、法学と密接に関係しているため、法学をより深く理解するために、履修することが強く推奨されます。また、「実践科目」として、初年次教育としての一環としての「日本語リテラシー」と「情報リテラシー」(1年次配当)、キャリア教育の一環としての「インターンシップ」(3年次配当)が設けられています。さらに、総合大学としてのスケールメリットを活かし、各自の興味により学部横断的に異分野の科目を履修することにより、幅広く学修を進めることができます。

3. 特色ある専門科目

①. 「入門科目」

講義科目として「民法入門」、「刑事法入門」、「政治学入門」が設けられており、法学の専門知識を修得していくための導入教育として位置付けられています。

②. 「入門演習」

1年次に配当されていて、大学教育における能動的・主体的な学修への円滑な移行を助けるための導入教育として位置付けられています。また、2年次配当の「基本演習」、3年次配当の「専門演習Ⅰ」、4年次配当の「専門演習Ⅱ」と履修することにより、4年間継続してゼミナールに所属できることが本学部の特長です。

③. 「特別テーマ講義」

法学に関する体系的学修を行う科目群と並行して、その時々の時勢において求められる特別な専門知識や実務能力を身につけるために設けられた科目です。各講義にはそれぞれに固有のテーマが設定され、そのテーマに沿った授業が展開されます。

☆. 「法実践プログラム」

実務家による講義・演習で「使える場を意識した」法学教育の実現を目標とする科目です。「講義科目」としての「法実践講義」、「演習科目」としての「法実践演習」があります。

4. 授業の方法

①. 講義

教員が、独自に、予め公表した「授業計画(シラバス)」と「学修到達目標」に基づいて、授業を展開しています。

通常の口頭による授業では、以下の点に留意して、授業しています。

(i) よく聞き取れる声

(ii) 教科書、板書、配布資料、視聴覚教材の効果的な使用

(iii) 学生の理解度やレベルへの配慮

(iv) 授業内容と学修目標の適切な対応

(v) 新しい知識、技術、能力の修得

②. 演習（ゼミナール）

少人数の学生を対象に、学生と教員、学生と学生が、お互いにディスカッション・ディベートにより双方向的な質疑討論を行わせて、研究を進め、知識を修得していく授業形態です。

5. 学修成果の評価

教員が、独自に、DP に掲げた学修目標の到達を的確かつ適切に評価する方法（定期試験、レポート、確認テスト、平常点等）を考え、その方法に基づいて、厳正な成績評価を行っています。